

別表

登録集団が整備・保管する書類及び保存期間

文書等の名称	保存期間
生産集団登録申請書	5 年
生産集団登録通知書	5 年
登録事項等変更届	5 年
栽培基準変更承認前届	1 年
栽培基準変更申請書	5 年
栽培協定変更申請書	5 年
登録変更通知書	5 年
生産集団構成員変更届	3 年
年産別生産出荷実績・計画報告書	3 年
登録農産物生産中止届	欄外注記参照
事故発生報告書	5 年
登録集団商標登録使用許諾契約書	永年

注)

- 1 保存期間は、文書の完結年度の翌年度から起算した期間とする。
- 2 登録農産物生産中止届の保存期間は、生産再開の翌年度から起算して1年間とする。